

八雲町農業委員募集要項

- 1 募集人数 14名
- 2 任用期間 令和8年12月1日～令和11年11月30日
- 3 身分 八雲町の特別職の非常勤職員
- 4 職務内容
 - (1) 農地の権利移動や農地転用に関する意見具申などの農地法等の法令に基づく専属的権限に関すること
 - (2) 農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの農地利用の適正化の推進に関すること
 - (3) 農業経営の合理化の支援に関すること
 - (4) 農地等の利用の推進に関する指針の作成
 - (5) その他、農業に関する調査、情報提供及び研修会等への参加
- 5 報酬等
八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、支給いたします。
- 6 推薦・応募資格
農業委員の推薦を受ける方及び募集に応募する方は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の適正化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。
 - ・法令等により兼職が禁止されている方
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・八雲町内に住所を有しない方
- 7 募集期間
令和8年7月1日 から 7月31日 まで(31日間)
(注) 募集期間を延長することがあります。
- 8 推薦及び募集に係る手続
 - (1) 推薦による手続
候補者を推薦する個人又は団体は、推薦申込書(様式1又は様式2)に必要事項を記載し八雲町長へ提出するものとします。
 - (2) 応募による手続
応募する個人は、応募申込書(様式3)に必要事項を記載し八雲町長へ提出するものとします。

9 提出の方法

書類は封入のうえ、封筒の表に「農業委員申込書」と朱書し、郵送又は持参により提出してください。

なお、郵送による提出は、募集期限までに必着するものとし、持参による提出は募集期限の午後5時15分（役場閉庁時間）までの提出を厳守といたします。

提出場所及び問い合わせ先

〒049-3192 二海郡八雲町住初町 138 番地 八雲町農林課

電 話：0137-62-2203

F A X：0137-62-2149

E-MAIL：norin@town.yakumo.lg.jp

FAX やメールによる提出は受け付けできません。

10 公表

推薦及び応募の状況について、次のとおり町ホームページで公表いたします。

(1) 公表時期（予定）

- ・中間公表：令和8年7月中旬
- ・最終公表：募集期間終了後

(2) 公表する事項

- ・推薦及び応募書面に記載された事項のうち、氏名、職業、年齢等といたします。

11 留意事項

- (1) 提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却いたしません。
- (2) 推薦申込書及び応募申込書の提出は、農業委員の候補者となるためのものであり、委員となることが決定されたものではありません。
- (3) 推薦及び応募等に要する経費は、関係当事者の負担となります。
- (4) 推薦及び応募に係る様式は、町ホームページからダウンロードするか、次の場所から入手してください。
 - ・八雲町役場農林課
 - ・八雲町役場熊石総合支所（産業課）
 - ・八雲町役場落部支所